

建設リサイクル法に関する特記仕様書

1. 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号。以下「建設リサイクル法」という。）の対象工事であるため、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施にあたっては、建設リサイクル法に基づいて適正に行うこと。
2. 本工事の落札者は、建設リサイクル法第１２条の規定による書面（※１）を監督員に提出し、その内容について説明すること。
（※１：別表１～３のうち工事に該当するもの及び説明書）
3. 本工事の落札者は、建設リサイクル法第１３条の規定による書面（※２）を監督員に提出すること。
（※２：別紙１～３のうち工事に該当するもの）
4. 受注者は、建設リサイクル法第１１条の規定による通知のための書面（※３）を監督員に提出すること。
（※３：再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書）
5. 受注者は、再生資源化等が完了したときは、速やかに建設リサイクル法第１８条の規定による通知のための書面（※４）を監督員に提出すること。
（※４：再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書）

（※１）及び（※２）の書面については松山市のホームページ（公営企業局契約管理課「申請書ダウンロード」）から最新版を入手して作成すること。